

地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金 Q&A (団体向け)

【仙台市家庭ごみ減量課 作成】

1 事業全体	
質問 1-1	奨励金の交付を受けるためにはどのような手続きが必要か？
質問 1-2	どのような世帯に対して、ごみ出し支援活動を行った場合に、奨励金は交付されるのか？
質問 1-3	どのような活動を行えば奨励金の交付の対象となるのか？
質問 1-4	回答 1-3 のごみ出し支援活動は、①も②も両方実施しなければ奨励金の対象にならないのか？
質問 1-5	この制度は団体として必ず取り組まなければいけないものなのか？
2 団体登録申請	
質問 2-1	支援を行う世帯が決まっていなくても、団体の登録申請を行うことはできるのか？
質問 2-2	団体の登録申請にはどのような書類が必要か？
質問 2-3	団体登録申請書の活動実施区域の欄は何を書けばよいのか？
質問 2-4	団体登録申請書の活動員数の欄は何を書けばよいのか？
質問 2-5	登録した団体はHPに公表するのか？
質問 2-6	個人で隣近所のごみ出しを行っているが、奨励金をもらうことはできるのか？
質問 2-7	ごみ出しの生活支援について、仙台市の他の補助等を受けているが重複して奨励金をもらうことはできるのか？
質問 2-8	団体として高齢のご夫婦のごみ出しを手伝っているが、奨励金をもらうことはできるのか？
3 ごみ出し支援活動	
質問 3-1	支援を行う世帯が決まったが、どのような書類が必要か？
質問 3-2	ごみ出し支援活動を行う世帯は、何世帯から申請することができるのか？
質問 3-3	ごみ出し支援活動開始前に、支援する世帯になにか確認する必要はあるか？
質問 3-4	支援を行う世帯が要件に該当しているかの確認は、どのように行うのか？
質問 3-5	支援を行う世帯が要件に該当しているかの確認が団体でとれないのだが、どのようにすればよいのか？
質問 3-6	支援世帯を追加したいが、どのようにすればよいのか？
質問 3-7	支援していた世帯が引っ越しをして、その世帯へのごみ出し支援をやめることになった。なにか手続きは必要か？
質問 3-8	どのごみを持っていけばよいのか？
質問 3-9	どこからごみを持っていけばよいのか？ (家庭ごみ等)
質問 3-10	どこからごみを持っていけばよいのか？ (粗大ごみ等)
質問 3-11	ごみはどこに持っていけばよいのか？ (家庭ごみ等)
質問 3-12	ごみはどこに持っていけばよいのか？ (粗大ごみ等)
質問 3-13	ごみ出しは週何回行えばよいのか？ (家庭ごみ等)
質問 3-14	ごみ出しは月何回行えばよいのか？ (粗大ごみ等)

質問 3-15	利用料金を設定し、支援世帯から徴収していてもよいのか？
質問 3-16	ごみ出し支援活動中に怪我をしてしまったが、補償などはあるのか？
質問 3-17	支援世帯から収集日の前日に収集し、翌日集積所に出した場合は奨励金の交付対象となるのか？
質問 3-18	地域で行っている集団資源回収の際に、ご高齢の方の分を代わりに持って行っているが、奨励金交付の対象となるか？
質問 3-19	この制度において、1つの支援世帯に対して複数の団体がごみ出し支援を実施しても交付の対象となるか？
質問 3-20	プラスチック資源のごみ袋に、生ごみや紙ごみが入っているなど、分別がされていない場合、どのように取り扱えばよいのか？
質問 3-21	家庭ごみのごみ袋に明らかな粗大ごみが入っている場合、どのように取り扱えばよいのか？
4 請求	
質問 4-1	活動している実績は、いつ提出するのか？
質問 4-2	奨励金の請求にはどのような書類が必要か？
質問 4-3	実績報告明細書は、活動を全く実施していない世帯の分も提出するのか？
質問 4-4	ごみ出し支援活動の実施回数はどうのように数えればよいのか？
質問 4-5	例えば、金曜日がプラスチック資源と缶・びん・ペットボトル類の収集日である場合など、複数のごみの収集日が同じであり、それらを集積所まで持っていった場合は、何回とカウントするのか？
質問 4-6	例えば、家庭ごみの収集日に1世帯から、やむをえない事情により家庭ごみ袋が3袋排出された場合など、1度に数袋を集積所までに持って行った場合は、何回とカウントするのか？
質問 4-7	例えば、家庭ごみの収集日に、1世帯の家庭ごみを、団体として2人で集積所まで持って行った場合など、1世帯のごみ出しを複数人で行った場合、何回とカウントするのか？
質問 4-8	例えば、家庭ごみの収集日に、3世帯の家庭ごみを、団体として1人で集積所まで持って行った場合など、同日に1人で複数世帯のごみを集積所に持って行った場合は、何回とカウントするのか？
質問 4-9	例えば、家庭ごみを集積所まで、粗大ごみを指定場所まで同日に持って行った場合は、何回とカウントするのか？
質問 4-10	例えば、粗大ごみの収集日に1世帯から複数の粗大ごみやせん定枝を指定場所へ持って行った場合は、何回とカウントするのか？
質問 4-11	実績報告明細書の同意・確認欄に支援を行った世帯の方が自ら記入することができない場合はどのようにすればよいのか？
質問 4-12	支援を行った世帯の方が亡くなったが、突然だったため、実績報告明細書の同意・確認欄に署名をもらっていなかった。本人の他に世帯員はなく、代筆可能な親族等もない。この場合はどのようにすればよいのか？
質問 4-13	奨励金の計算はどうにするのか？

質問 4-14	奨励金の上限金額はいくらなのか？
質問 4-15	上限の 100,000 円を超えた場合、奨励金額はいくらもらえるのか？
質問 4-16	団体の代表者個人名義の口座を振り込み先として指定することは可能か？
質問 4-17	登録している団体と別の団体の口座を振り込み先として指定することは可能か？
質問 4-18	交付を受けた奨励金はどのように使えばよいのか？
5 その他	
質問 5-1	ごみ出しに困っている方から、相談があった場合は必ずごみ出し支援を実施しなければならないのか？
質問 5-2	その他、この制度に関することはどこに問い合わせればよいのか？

1 事業全体

質問 1-1 奨励金の交付を受けるためにはどのような手続きが必要か？

- 回答 1-1 ① まずは団体登録申請書を提出いただき、市が審査のうえごみ出し支援活動の実施団体として登録いたします。
- ② 登録後、ごみ出し支援活動の実績を半期に一度報告いただき、市は支援を実施した世帯が要件に該当しているか等報告の内容を確認して奨励金額を決定、交付いたします。
- 具体的な手続きなどは、「地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金 説明資料」の(P.4)をご確認ください。

質問 1-2 どのような世帯に対して、ごみ出し支援活動を行った場合に、奨励金は交付されるのか？

- 回答 1-2 仙台市内に所在する、ごみ出しが困難な世帯のうち、以下のいずれかの要件を満たす、ひとり暮らしの方、またはいずれかの要件を満たす方のみで構成される世帯に対してのごみ出し支援活動が対象となります。
- (1) 申請時に満75歳以上の方
 - (2) 介護保険の要介護1から要介護5のいずれかの認定を受けている方
 - (3) 身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (4) 療育手帳の交付を受けている方
 - (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (6) その他、ごみ出しが困難と認められる者
- (6)により支援を行う場合(例：ひきこもり等)には、実施地域の町内会長・民生委員による確認が必要となります。手続き等についてご案内しますので、事前に家庭ごみ減量課へご相談ください。

質問 1-3 どのような活動を行えば奨励金交付の対象となるのか？

- 回答 1-3 回答 1-2 に記載した要件に該当する世帯に対する、以下2点のごみ出し支援活動を対象とします。
- ① 家庭ごみ等を玄関口からごみを収集し、その世帯が出すことになっているごみ集積所に排出する活動
 - ② 粗大ごみ等を住居や敷地等から、その世帯が出すことになっている指定場所に排出する活動
- ただし、この事業は要件に該当していない方に対してのごみ出し支援活動を制限するものではありませんので、奨励金の交付対象となる活動以外にも、広く活動していただければと存じます。

質問 1-4 回答 1-3 のごみ出し支援活動は、①も②も両方実施しなければ奨励金の対象にならないのか？

- 回答 1-4 回答 1-3 に記載したごみ出し支援活動は、①家庭ごみ等・②粗大ごみ等、

いずれかのみの実施でも奨励金の対象になります。団体の活動状況に応じ、無理のない範囲で実施していただきますようお願い申し上げます。

質問 1-5 この制度は団体として必ず取り組まなければいけないものなのか？

回答 1-5 この制度は必ずしも全ての団体の皆様のご参加を求めるものではありません。各団体の皆様には、ごみ出し支援活動の担い手を確保できるかなど、団体として当該奨励金を活用することができるかをご検討いただいたうえで、ご参加いただければと存じます。また、ご参加いただける場合でも、ごみ出し支援活動を継続的に実施していくために、団体の活動状況に応じ、無理のない範囲で実施していただきますようお願い申し上げます。

2 団体登録申請

質問 2-1 支援を行う世帯が決まっていなくても、団体の登録申請を行うことはできるのか？

回答 2-1 支援を行う世帯が決まっていなくても、団体の登録申請を行うことは可能です。その後支援を行う世帯が決まった場合は、速やかに奨励活動対象世帯名簿（様式第2号）を添付した変更届出書（様式第4号）をご提出ください。

質問 2-2 団体の登録申請にはどのような書類が必要か？

回答 2-2 団体の登録申請は以下の書類を提出して行ってください。
○ごみ出し支援活動実施団体登録申請書（様式第1号）
○対象世帯名簿（様式第2号）
○規則や会則等団体の目的や活動内容がわかる資料（※）
（町内会規約、団体の活動を紹介するチラシなど）
※規則や会則等がない場合は、家庭ごみ減量課までご相談ください。

質問 2-3 団体登録申請書の活動実施区域の欄は何を書けばよいのか？

回答 2-3 団体として、ごみ出し支援活動を行うことができる区域を記載してください。必ずしも通常団体が活動を行う地域と同じである必要はございません。なお、活動実施区域内の方からお問い合わせがあった場合に、団体をご紹介する場合がありますので、出来るだけ活動実施区域は詳細に記載いただきますようお願いいたします。

質問 2-4 団体登録申請書の活動員数の欄は何を書けばよいのか？

回答 2-4 団体として、ごみ出し支援活動を行うことができる方の人数を記載してください。必ずしも団体の構成員数である必要はございません。

質問 2-5 登録した団体はHPに公表するのか？

回答 2-5 団体の活動実施区域にお住まいの方が団体へ問い合わせを行うことが考えられるため、登録した団体は団体名称、活動実施区域を仙台市ホームページに掲載しております。

ただし、掲載を希望しない場合は、団体の登録申請時に、登録申請書の「市HP掲載可否」の「否」を○で囲んでください。なお、仙台市ホームページへの掲載の有無に関わらず、その地域にお住まいの方から、家庭ごみ減量課へ問合せがあった場合には、団体を紹介する場合があります。

質問 2-6 個人で隣近所のごみ出しを行っているが、奨励金をもらうことはできるのか？

回答 2-6 誠に申し訳ございませんが、個人で申請することはできません。個人で行う支援は、支援を行う側の負担が大きくなることに加え、支援を行う側がなんらかの理由で支援を行うことができなくなった場合に、ごみ出しが困難な状態に戻ってしまいます。支援を行う側の負担を分担し、継続的な支援を行うためには団体として支援を実施することが望ましいと考えることから、この制度では団体に対して奨励金を交付することとしております。

質問 2-7 ごみ出しの生活支援について、仙台市の他の補助等を受けているが重複して奨励金をもらうことはできるのか？

回答 2-7 誠に申し訳ございませんが、奨励金をもらうことはできません。ご不明な場合は、家庭ごみ減量課にご確認ください。

質問 2-8 団体として高齢のご夫婦のごみ出しを手伝っているが、奨励金をもらうことはできるのか？

回答 2-8 ご夫婦のお二人とも、回答 1-2 に記載している要件を満たしている場合は奨励金の交付対象となります。ただし、奨励金の交付対象となるのは団体登録後のごみ出し支援活動です。

3 ごみ出し支援活動

質問 3-1 支援を行う世帯が決まったが、どのような書類が必要か？

回答 3-1 既に、団体登録が済んでいる場合には、以下の書類を提出してください。
○ごみ出し支援活動実施団体登録事項変更・廃止届出書（様式第4号）
○奨励活動対象世帯名簿（様式第2号）
団体登録が済んでいない場合は質問 2-2 をご参照ください。

質問 3-2 ごみ出し支援活動を行う世帯は、何世帯から申請することができるのか？

回答 3-2 ごみ出し支援活動を行う世帯は1世帯から申請することができます。

質問 3-3 ごみ出し支援活動開始前に、支援する世帯になにか確認する必要はあるか？

回答 3-3 回答 1-2 (1) ~ (5) までの要件に支援する世帯の世帯員の全員が要件を満たしていることをご確認ください。(6) の理由 (ひきこもり等) により支援を開始したい世帯がある場合には、事前に家庭ごみ減量課までご相談ください。また、要件に該当する世帯のみが奨励金の対象となることや、仙台市が世帯の方の要件確認を行い団体に交付の可否についてお知らせすることを、あらかじめ支援を行う世帯の方にご説明ください。支援世帯のご了解・ご同意 (口頭可) をいただいてから活動されますようお願いいたします。

質問 3-4 支援を行う世帯が要件に該当しているかの確認はどのように行うのか？

回答 3-4 支援世帯の世帯員が要件を満たしていることを証する書類 (介護保険被保険者証、各種手帳、生年月日が確認できる公的証明書など) などを支援世帯から見せていただく等して、その世帯員全員が要件を満たしていること確認してください。

支援世帯が要件を満たしていることを証する書類を用意することが難しい等で、事前に確認がとれない場合には、家庭ごみ減量課まで別途ご相談ください。

なお、ごみ出し支援活動の実績があっても、支援世帯の世帯員全員が要件に該当していない場合には、その世帯にかかる奨励金は交付できませんのでご注意ください。

質問 3-5 支援を行う世帯が要件に該当しているかの確認が団体でとれないのだが、どのようにすればよいのか？

回答 3-5 支援世帯が要件を満たしていることを証する書類を用意することが難しい等で、事前に確認がとれない場合には、ごみ出し支援活動開始前に家庭ごみ減量課まで別途ご相談ください。支援世帯の同意に基づき、仙台市が要件に該当しているかどうかを内部照会で確認します。

質問 3-6 支援世帯を追加したいが、どのようにすればよいのか？

回答 3-6 支援世帯を追加する場合は、以下の書類を提出してください。

- ごみ出し支援活動実施団体登録事項変更・廃止届出書 (様式第 4 号)
- 奨励活動対象世帯名簿 (様式第 2 号)

質問 3-7 支援していた世帯が引っ越しをして、その世帯へのごみ出し支援をやめることになった。なにか手続きは必要か？

回答 3-7 支援世帯が減少した場合は、以下の書類を提出してください。

- ごみ出し支援活動実施団体登録事項変更・廃止届出書 (様式第 4 号)
- 奨励活動対象世帯名簿 (様式第 2 号)

なお、転居等の前に既に支援を行った実績がある場合には、活動実績に応じて既実施分について奨励金の交付が可能です。

質問 3-8 どのごみを持っていけばよいのか？

回答 3-8 奨励金の交付対象となるごみの種類は、家庭ごみ等については「家庭ごみ」「プラスチック資源」「缶・びん・ペットボトル類」「紙類」の4種類、粗大ごみ等については「粗大ごみ」「せん定枝」の2種類です（ただし、粗大ごみ等については仙台市粗大ごみ受付センターで受け付けしたものに限りです）。1種類のみ活動も奨励金の交付対象となります。

支援を行うごみの種類は、支援を行う世帯とご相談の上、希望や状況等に応じ、決めていただきます。

質問 3-9 どこからごみを持っていけばよいのか？（家庭ごみ等）

回答 3-9 原則、支援を行う世帯の玄関先になりますが、支援を行う世帯の希望や状況に応じ、ご相談いただきながら決めていただきます。

質問 3-10 どこからごみを持っていけばよいのか？（粗大ごみ等）

回答 3-10 原則、支援を行う世帯の住居や敷地等になりますが、支援を行う世帯の希望や状況に応じ、ご相談いただきながら決めていただきます。

質問 3-11 ごみはどこに持っていけばよいのか？（家庭ごみ等）

回答 3-11 支援を行う世帯が出すことになっているごみ集積所に、収集日当日の早朝から朝8時30分までに出してください。

質問 3-12 ごみはどこに持っていけばよいのか？（粗大ごみ等）

回答 3-12 支援を行う世帯が出すことになっている指定場所（粗大ごみ受付センターが指定する場所）に、収集日当日の早朝から朝8時30分までに出してください。

質問 3-13 ごみ出しは週何回行えばよいのか？（家庭ごみ等）

回答 3-13 支援を行う頻度は支援を行う世帯とご相談の上、希望や状況等に応じ、決めていただきます。特に、週何回以上行わなければならないといった基準はありません。

質問 3-14 ごみ出しは月何回行えばよいのか？（粗大ごみ等）

回答 3-14 支援を行う頻度は支援を行う世帯とご相談の上、希望や状況等に応じ、決めていただきます。特に、月何回以上行わなければならないといった基準はありません。

また、粗大ごみ受付センターで受け付けする粗大ごみは、あらかじめ収

集日が地区別で決まっています。地区別の収集日一覧は仙台市HPに掲載しているほか、粗大ごみ受付センターや家庭ごみ減量課へのお問い合わせ等で確認ができます。

質問 3-15 利用料金を設定し、支援世帯から徴収していてもよいのか？

回答 3-15 営利法人は徴収することはできません。非営利法人の場合、団体の規約などに利用料金について明記し、料金を徴収していても奨励金の交付対象となります。ただし、実費の徴収に限ります。

質問 3-16 ごみ出し支援活動中に怪我をしてしまったが、補償などはあるのか？

回答 3-16 活動中の事故による傷害事故や過失により他人の財物などに損害を与えた場合の賠償責任事故について補償金が支払われる場合があります。事故などが発生した場合には家庭ごみ減量課までお問合せください。

質問 3-17 支援世帯から収集日の前日に収集し、翌日集積所に出した場合は奨励金の交付対象となるのか？

回答 3-17 何らかの事情により、収集日の前日に収集し、一旦保管のうえ、収集日に集積所に出した場合も奨励金の交付対象となります。その際は、実績報告明細書には、「実際に集積所に出した日(=収集日)」の日付を記入してください。

なお、集積所には収集日前日ではなく、収集日当日の早朝から朝8時30分までに出してください。

質問 3-18 地域で行っている集団資源回収の際に、ご高齢の方の分を代わりに持って行っているが、奨励金交付の対象となるか？

回答 3-18 集団資源回収の際に、ごみ出し支援を行っても奨励金の交付の対象とはなりません。また、資源回収庫に持って行った場合も同様に対象とはなりません。

質問 3-19 この制度において、1つの支援世帯に対して複数の団体がごみ出し支援を実施しても交付の対象となるか？

回答 3-19 1つの支援世帯に対して複数の団体がごみ出し支援を実施した場合でも、実施日が異なっている場合は奨励金の交付の対象となります。この制度では、1回の活動に対しては、1つの団体のみ交付の対象となりますので、事前に家庭ごみ減量課にご相談ください。

質問 3-20 プラスチック資源のごみ袋に、生ごみや紙ごみが入っているなど、分別がされていない場合、どのように取り扱えばよいのか？

回答 3-20 分別がされていない場合に、ごみ集積所を持って行った場合は通常の不適正排出があった場合の取扱いと同様に、一定期間残置し、収集いたします。実施団体の方が分別するところまで求めるものではありません。

質問 3-21 家庭ごみのごみ袋に明らかな粗大ごみが入っている場合、どのように取り扱えばよいのか？

回答 3-21 明らかな粗大ごみのごみ袋に入っている場合も、そのまま集積所を持って行っていただいて構いません。不適正排出のシールが貼られ、収集されない場合がありますが、一定期間経過後に環境事業所で収集いたします。

4 請求

質問 4-1 活動している実績は、いつ提出するのか？

回答 4-1 活動した月に応じ、以下の締切日までに請求書とあわせて実績報告明細書兼要件確認調査同意書（様式第6号）を提出してください。

ごみ出し支援活動を実施する月	実績報告書の提出締切日
4月～9月	同年10月20日
10月～翌年3月	同年3月31日

活動実績に応じて奨励金を交付するため、請求書および実績報告明細書の提出がない場合は、奨励金を交付することができませんのでご注意ください。

質問 4-2 奨励金の請求にはどのような書類が必要か？

回答 4-2 請求は以下の書類を提出して行ってください。

○請求書（様式第5号）

○実績報告明細書 兼 要件確認調査同意書（様式第6号）

実績報告明細書は、実施した支援世帯ごとに提出してください。また、支援を行った世帯（同居人がいる世帯の場合は、どなたか1人）から必ず実績確認及び要件確認同意の署名をもらってください。

質問 4-3 実績報告明細書は、活動を全く実施していない世帯の分も提出するのか？

回答 4-3 実施していない世帯の分は提出いただく必要はありません。実施した世帯の分について、支援を行った世帯（同上）の方の署名をもらい提出してください。

質問 4-4 ごみ出し支援活動の実施回数ほどどのように数えればよいのか？

回答 4-4 ごみ出し支援活動は、ごみの種類や数量に関わらず、団体として、1日に1世帯のごみを集積所（粗大ごみ等の場合は指定場所）に持って行った

場合を、「1回」とカウントします。

質問 4-5 例えば、金曜日がプラスチック資源と缶・びん・ペットボトル類の収集日である場合など、複数のごみの収集日が同じであり、それらを集積所まで持って行った場合は、何回とカウントするのか？

回答 4-5 収集日が同じ日である場合に、1世帯から2種類以上の家庭ごみ等のごみを集積所に排出した場合は、「1回」とカウントします。なお、複数人で排出した場合も「1回」とカウントします。

質問 4-6 例えば、家庭ごみの収集日に1世帯から、やむをえない事情により家庭ごみ袋が3袋排出された場合など、1度に数袋を集積所まで持って行った場合は、何回とカウントするのか？

回答 4-6 同日に1世帯から、家庭ごみ等を集積所に排出した場合は、数量に関わらず、「1回」とカウントします。

質問 4-7 例えば、家庭ごみの収集日に、1世帯の家庭ごみを、団体として2人で集積所まで持って行った場合など、1世帯のごみ出しを複数人で行った場合、何回とカウントするのか？

回答 4-7 同日に1世帯から、家庭ごみ等を集積所に排出した場合は、複数人で行った場合も「1回」とカウントします。

質問 4-8 例えば、家庭ごみの収集日に、3世帯の家庭ごみを、団体として1人で集積所まで持って行った場合など、同日に1人で複数世帯のごみを集積所に持って行った場合は、何回とカウントするのか？

回答 4-8 同日に実施団体として1人で、複数世帯のごみを集積所に排出した場合は、世帯数に応じカウントします。例えば、同日に1人で3世帯のごみを集積所まで持って行った場合、「3回」とカウントします。

質問 4-9 例えば、家庭ごみを集積所まで、粗大ごみを指定場所まで同日に持って行った場合は、何回とカウントするのか？

回答 4-9 家庭ごみ等と粗大ごみ等は収集日が同じ日であっても、別々にカウントします。同じ日に1世帯から、家庭ごみを集積所へ、粗大ごみを指定場所へ排出した場合には、家庭ごみ等が「1回」、粗大ごみ等が「1回」とカウントします。

家庭ごみ等と粗大ごみ等は奨励金額も異なるため、ご注意ください。

質問 4-10 例えば、粗大ごみの収集日に1世帯から複数の粗大ごみやせん定枝を指定場所へ持って行った場合は、何回とカウントするのか？

回答 4-10 同日に1世帯から、粗大ごみ等を指定場所に排出した場合は、数量に

関わらず、「1回」とカウントします。なお、複数人で排出した場合も「1回」とカウントします。

質問 4-11 実績報告明細書の同意・確認欄に、支援を行った世帯の方が自ら記入することができない場合はどのようにすればよいのか？

回答 4-11 ご本人様に同意・確認の趣旨をご説明し、了解をいただいたうえで、氏名等を代筆し、氏名の横にご本人様から押印をいただいでください。
なお、ご本人様に記入いただく場合は、押印の必要はございません。

質問 4-12 支援を行った世帯の方が亡くなったが、突然だったため、実績報告明細書の同意・確認欄に署名をもらっていなかった。本人の他に世帯員はなく、代筆可能な親族等もない。この場合はどのようにすればよいのか？

回答 4-12 事情の詳細と、代筆した旨を欄外に明記したうえで、団体の代表者が代筆してください。
なお、要配慮個人情報（障害有無や病歴等）を取り扱う際には必ず本人の同意が必要です。ごみ出し支援活動開始前に、要件に該当する世帯のみが奨励金の対象となる旨や、仙台市が世帯の方の要件確認を行い団体に交付の可否についてお知らせする旨を、あらかじめ支援を行う世帯の方にご説明いただき、支援世帯のご了解・ご同意（口頭可）をいただいでから活動されますようお願いいたします。

質問 4-13 奨励金の計算はどのようにするのか？

回答 4-13 団体として実施したごみ出し支援活動の家庭ごみ等・粗大ごみ等の各総数に、家庭ごみ等については140円、粗大ごみ等については280円を乗じた金額を交付します。

例1) 団体として、Aさん、Bさん、Cさんの3世帯に対し家庭ごみ等のみのごみ出し支援活動を行っている場合に、Aさんに70回、Bさんに75回、Cさんに80回ごみ出し支援活動を行った場合、支援活動の総数は225回となり、 $225 \text{ 回} \times 140 \text{ 円} = 31,500 \text{ 円}$ 交付することとなります。

例2) 団体としてDさん1世帯のごみ出し支援活動を行っている場合に、家庭ごみ等は80回、粗大ごみ等は3回行った場合、家庭ごみ等は $80 \text{ 回} \times 140 \text{ 円} = 11,200 \text{ 円}$ 、粗大ごみ等は $3 \text{ 回} \times 280 \text{ 円} = 840 \text{ 円}$ となり、交付金額は12,040円となります。

質問 4-14 奨励金の上限金額はいくらなのか？

回答 4-14 4月～9月までの活動、10月～3月までの活動を対象に、それぞれ上限金額は100,000円となります。

質問 4-15 上限の 100,000 円を超えた場合、奨励金額はいくらもらえるのか？

回答 4-15 1 団体あたりの上限金額は 100,000 円(半期)であるため、半期で 100,000 円を超える分の活動を行った場合は、上限の 100,000 円を交付します。

質問 4-16 団体の代表者個人名義の口座を振り込み先として指定することは可能か？

回答 4-16 代表者個人名義の口座に振り込むことはできません。必ず団体名義の口座を指定してください。

質問 4-17 登録している団体と別の団体の口座を振り込み先として指定することは可能か？

回答 4-17 登録している団体と別の団体の口座に振り込むことはできません。必ず団体名義の口座を指定してください。

質問 4-18 交付を受けた奨励金はどのように使えばよいのか？

回答 4-18 交付を受けた奨励金は適正に管理いただき、ごみ出し支援活動に係る経費など、地域で行う活動などに有効にご活用ください。

5 その他

質問 5-1 ごみ出しに困っている方から、相談があった場合は必ずごみ出し支援を実施しなければならないのか？

回答 5-1 ごみ出し支援活動は継続的に行っていただくことになるため、団体として実施できる範囲で活動を行ってください。

質問 5-2 その他、この制度に関することはどこに問い合わせればよいのか？

回答 5-2 お問い合わせ先は下記のとおりです。

◆お問い合わせ・作成◆

仙台市環境局家庭ごみ減量課

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 6 番 12 号 MS ビル二日町 3 階

電話：022-214-8226（直通） FAX：022-214-8277